

## 役員選任の改正について

去る5月18日、気象庁講堂で行われた気象学会総会において、私は「役員選任に関する定款および細則の一部改正(案)」について、賛否の態度を保留した。席上では時間がなかったので発言を控えたが、なぜ保留したのか、その理由を述べなければ、改正案を真剣に検討し、総会に提案した理事の方々に失礼であろうし、また今後の運営に関して私の希望も述べたいと考え、本欄に投稿することとした。

気象学会の運営がたいへんであることは、かつて関西支部の運営に関与してきた者として十分理解している。特に気象庁職員の転勤が頻繁な時期であったので、毎年補充選挙をしなければならなかったが、その手間と費用はたいへんであった。気象学会本部には補充選挙の規定はないようであり、たとえあったとしても、その実施の困難さは容易に想像できる。その打開策として提案されたのが今回の改正案と推察するが、果たしてこの改正案が最良のものであるか、疑問であったので態度を保留したのである。

以下に、疑問点をあげてみよう。

### 1. 民主的運営の保障について

各理事は、多岐にわたる多くの仕事を分担して学会活動を推進させており、それが苦勞するところであろうが、ただそれだけではなく、学会の運営方針を決めたり、他の機関や会員から提起された問題に対する学会の態度を決めたりする上で、極めて大きな権限を持っている。これらの方針や態度が、会員の意向を反映するように努めることが民主的運営であると考えますが、そのための組織的な保障が会員による理事の直接選挙であろう。今回の改正では、直接選挙で選ばれる理事(以下正理事と仮称)と、正理事の合議で推薦される理事(以下推薦理事と仮称)とが生まれ、後者はいわば間接選挙となるので、民主的運営は一步後退することになる。

### 2. 推薦理事の選出について

推薦理事は正理事が推薦することになっているが、どのような手続きで行われるのか明らかにされなかった。問題点としては、まず、どのような会員が推薦されるのか、ということで、もし選挙で落選した会員を

推薦するのであれば、投票の意味は失われるだろう。次に、推薦された候補者が、定数より多かつた場合は、どのようにして数を絞るのか。もし多数決で決めるとすれば、(もし正理事の間に多数派と少数派がある場合は)、多数派がより多数となり、会員の意向を正しく反映しないことになる。

### 3. 会員の投票と総会の承認について

総会は、会員はだれでも出席できるようになっているが、現実には東京周辺を中心とした200名位の会員が出席するにすぎず、会員数(約3800名とのこと)の5%程度である。一方、選挙の投票は、その数倍(おそらく10倍に近い)の会員が参加する。しかも投票は秘密が守られるのに対し、総会は公開の席であり、自分の意見を表明しにくい。従って、会員の意志は総会よりも投票の方により正しく反映するはずである。それにもかかわらず、投票で決まった正理事を、総会の承認を経て決定するというのは、投票の結果より総会の決定を重視することとなり、これは本末転倒であろう。

以上のような疑問があったので、理事会の提案に賛成することができなかったのである。しかし圧倒的多数の賛成で改正案は可決され、次回から改正された定款および細則で運営されることになった。そこで、学会運営の円滑と安定をはかり、なおかつ民主的運営を保障する措置としてどうしたらよいかを考えた。

ア 推薦理事は、理事会の席で審議には当然参加するが、議決には加わらないようにする。

イ 正理事による推薦理事選出の合議は、全員一致制にする。

ウ 総会で承認を受けるのは、推薦理事だけとし、正理事は報告をもって承認に代える。

基本はア項であろうが、これが認められればイ項で必ずしも全員一致でなくても良いだろうし、また、任期を1期に限る必要もないだろう。

理事ならびに会員諸氏のご検討を要するものである。

1993年5月22日(横浜地方気象台 富田正夫)

担当の総合計画担当理事からの回答は次号に掲載致します(編集委員会)。